

## 研究大会報告

東南アジア学会会報

関わってきた展開である。そこでは、ある区画を過去に耕作したという実践歴が権利の根拠となった。ある区画を長い時間軸で見ると、移動型焼畑により複数の者が利用していたが、多くの事例では最後に耕作した者が土地権を獲得していた。いっぽう、焼畑の森が過去に遡って私有地とみなされ、最終的な耕作者の利用は私有地における「ヌンパン・ラダン」として、最終的な耕作者の土地権が否定された事例もみられた。そこでは、慣習リーダーが関与していた。

森林開発のなかで「慣習」は、外部社会に対しては復興という展開をとりつつも、地域社会の内部では解体という逆の方向に向かった。そして、そのなかで慣習的リーダーは、地域の内外、慣習の復興と解体という間を行き来しながら、土地にアクセスしてきたといえる。

### インドネシア・ミナンカバウ高齢者のリビングアレンジメント：社会変容の一側面として

西廣直子（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程単位取得認定退学）

本研究は、すでに高齢化社会に向かいつつあるインドネシアのミナンカバウ社会における高齢者の生活実態についての事例研究である。そして高齢者のケアや扶養を含む彼らの暮らし方（リビングアレンジメント）の実態把握を通じて、高齢者をミナンカバウ社会における家族変容については社会変容の一側面として位置づけることの試みである。なお、本発表では、2001年11月から2002年12月にかけて行ったフィールドでの聞き取りおよび統計資料調査を通して得たデータを主な分析資料としている。

ミナンカバウは母方妻方居住と財産継承権（使用権）が女性にあることが最大の特徴である。かつては、複数のサマンデ *samande*（母子）で構成されるサパルイッ *saparuiik*（ひとつのハラ）のメンバーが、ひとつのルマ・ガダン *rumah gadang* という大家屋にともに住み、男性は10歳ころから実家より出ることが求められ、長ずればムランタウ *merantau*（出稼ぎ）に外の世界へ出て行った。しかし、商品作物や西歐式の教育がもたらされ、20世紀初頭にはこうした人々の共同体的生活は一変したといわれる。さらに1960年から70年代にかけて土地や家族に関する法が整備されるとますます核家族化が進み、ムランタウ先に妻子を

呼び寄せる男性がほとんどになった。さらに公衆衛生の向上により寿命が伸長し、村では過疎的な状況が進行したのである。しかしミナンカバウの基本的な特徴は変化しなかったというのがこれまでの考え方である。

調査村では約55%の世帯に高齢者がいることがわかったが、そのうちの約70%が家族と同居している。同居高齢者の約80%が娘および娘夫婦との同居であった。これは母方居住が生きているからこそこの数字であると考えられる。しかし、それ以外の住まい方をしている者もいることに注目したい。高齢者の1人暮らしおよび高齢者夫婦の2人暮らしのみ世帯は約36%であった。さらには、軽度認知症の妻の面倒を夫が見ているから、親族は夫に「遠慮して」特に手を出さないのだという事例や、慣習に則った婚姻をしたのに故地から離れざるを得なくなった女性の事例もあった。

これらはミナンカバウ社会全体からみればごく一部の事例ではあるが、それを「仕方のないこと」と受容しているもしくは受容せざるを得ない現状にあることを考えると、ミナンカバウの根本が崩壊しつつあるといえるのではないだろうか。さらには近郊の老人ホームが常に空き待ちであることは、今後高齢者扶養が家族を離れ社会的な扶助へと移行していく過程、すなわちミナンカバウのさらなる家族変容の一端として指摘できるのではないかと考えるのである。

### スハルト新秩序体制下における1997年総選挙の住民動員：東ジャカルタ市Bクルラハンの事例

小林和夫（日本大学非常勤講師）

本発表の目的は、スハルト新秩序体制下における1997年総選挙の地域住民動員のメカニズムを、郡政府、クルラハン政府、ゴルカルが住民に対して発行した文書をおもな資料として考察することである。

スハルト新秩序体制の総選挙における住民動員に関する研究はきわめて多い。しかし、郡政府やクルラハン政府がどのような準備をもって総選挙に臨んでいたのかを、郡政府・クルラハン政府が発行した行政文書から考察した実証的研究は管見では皆無に等しい。また、総選挙のキャンペーンにあたって、ゴルカルが住民たちをどのように動員したのかを、ゴルカルの住民への指示書から考察した研究も同じく皆無に等しい。

長田紀之(東京大学大学院生)

郡政府やクルラハンが発行する行政文書は管理体制が整っていないため、3年ほど前のものであっても散逸することが常態化している。また、クルラハン政府やゴルカルの住民に対する総選挙の動員指示などの文書等は、文書の性格上、一般的には閲覧や入手が困難であった。

本発表では、発表者がフィールドワーク(2001～2002年)で収集した上述の諸文書におもに依拠しながらスハルト新秩序体制における1997年総選挙の住民動員をささえたメカニズムの一端の解明をこころみる。

調査地のA郡では、1995年後半から1996年にかけて、郡長(Camat)と住民との親睦会が定期的に行われていた。この親睦会は、表面的には地域で起きているさまざまな問題を住民代表が郡長に陳情する会合であるとされている。しかし、その内実は、地域における問題解決の具現策の提示とひきかえに、出席した住民代表に「1997年総選挙の成功」すなわちゴルカル支持を約束させる場となっていた。

Bクルラハンでは、1996年後半に入ると、クルラハン政府からは住民の個人情報に記載されている家族カードを更新するよう指示がなされ、ゴルカルからは、芸能人によるダンドウット大会をはじめとする各種会合への招待状などの文書が住民代表に対して送られるようになる。そして、総選挙が実施される1997年に入ると、クルラハン政府からは「1997年総選挙の成功」のための夜警などの指示が住民に対してなされ、ゴルカルからは、住民に対してジャケット支給を名目にした選挙権をもつ住民の名簿の提出やキャンペーンの動員などが求められている。

上述の諸文書から、1997年総選挙にむけて、郡政府・クルラハン政府が、地域問題の解決という政策とひきかえに住民代表にゴルカル支持を暗黙のうちに了解させていたこと、ゴルカルによる住民動員が文書を通じて行われ、住民代表を媒介として地域住民たちに指示されていることなどがうかがえる。

ゴルカル勝利が既定のものとなされ、「民主主義の祭典」とよばれた総選挙は、郡・クルラハンなどの行政と、ゴルカルによるきわめて戦略的な準備によって行われていたと考えられる。

**英領期ビルマの種痘政策とインド人移民労働者差別言説：海港における種痘強制問題をめぐって**

本発表は、英領期ビルマにおいて19世紀末から生じてくる、海港における強制種痘の法制化の動きに着目し、その政策的展開を明らかにするとともに、そこに表出されるビルマ政庁のインド人労働者認識の一面、すなわち彼らを「不衛生」とみなす言説について分析する。

19世紀半ば以降、下ビルマがイギリスの植民地下に置かれ、デルタの開発が進められると、発展する米産業の膨大な労働力需要がインド東岸諸地域から大量の労働者を引きつけることになった。しかも、インド人出稼ぎ労働者は、ビルマがインドの一部として植民地化されたために、何の規制も受けず無制限に流入し続けた。インド人労働者は都市部、特にラングーンへ集中し、精米所での労働や港湾荷役作業に従事したが、彼らの詰め込まれた労働者バラックは劣悪な衛生状態にあり、伝染病の巣窟として早くから行政側の注意が向けられていた。その背景には、インド人労働者の生活環境が不衛生であるそもその原因を、インド人の人種や文化・習慣に帰するイギリス人官吏の偏見が存在しており、そこにインド人出稼ぎ労働者の流動性の高さも加わって、インドからの出稼ぎ労働者が伝染病を持ち込み、ラングーンで病気を増幅させて、ビルマ内地へと拡散させているという主張が生じたと思われる。これを本発表では「不衛生なインド人労働者」言説と呼ぶ。

こうした言説が最も鮮明に現れるのが、海港における強制種痘の法制化をめぐる議論である。ビルマで最初に導入された種痘法である1880年種痘法には、子供に対する種痘の義務化条項は含まれたものの、大人に対する強制種痘を認める条項は含まれていなかった。しかし、現場のラングーン港においては、担当の官吏によって大人であるインド人労働者への非合法の強制種痘が行われていた。このことが1896年以降、問題視されて、海港における強制種痘の法制化が進められてゆくことになる。法制化を主張するビルマ政庁の論理に、前述の「不衛生なインド人労働者」言説の典型を見ることができる。海港における強制種痘政策は、当初、労働力流入を妨げる恐れがあるとして抵抗を受けたものの、1917年の当該問題に関する委員会召集を契機として法的実効力を有し始め、1930年までに、ラングーンへの来航者全員に網羅的に強制種痘